

## 第9回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成29年2月16日(木)

午前10時～10時50分

場所 議事堂 7階 第2委員会室

### 出席者

#### ・検討会委員

村上和久(座長)、佐藤則寿(副座長)、舎川智也、江西照康、島隆之、橋本雅雄、横野昭、村石篤、南俊正、鋪田博紀、赤星ゆかり

#### ・事務局

久世議会事務局長、後藤次長、横山庶務課長、齋田主任、谷囑託職員

#### ・傍聴人(議員、一般)

議員7人、一般2人

#### ・報道関係

21人

### 議事録

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

村上座長： それでは、ただ今から政務活動費のあり方検討会を開会いたします。まず検討会の傍聴についてお諮りいたします。本日、〇〇君他1名から傍聴の申し込みがあります。これを許可することにご異議ございませんか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、〇〇君他1名の傍聴を許可することに決定いたしました。本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可します。報道機関の方に入ってもらってください。

報道関係の皆さんにあらかじめ申し上げます。本日は多くの報道機関の方がお見えになっておられますので、カメラ等取材スペースが非常に狭くなっております。ご覧のように会場も狭くなっておりますので委員の席に過度に近づくなど、行き過ぎた行為は円滑な検討会の妨げになりますので、節度を守った取材をされますようお願いいたします。他の委員

会などで、委員の後ろにまわってということがございました。委員の後ろにまわることのないよう、あらかじめお願い申し上げます。

それでは、本日の議事録の署名委員に南委員、鋪田委員を指名いたします。それでは、政務活動費のあり方について、協議に入ります。最初に、前回、2月10日のあり方検討会の協議結果について、事務局から説明させます。

横山庶務課長： お手元の資料「2月10日あり方検討会における協議結果」を、ご覧ください。座って説明させていただきます。1番目の「新・運用指針(素案)に係る事項」につきましては、「2(2)視察・陳情活動等における旅費支出基準及び証拠書類」において、②のガソリン代の支出をどこまで認めるのかについて協議が行われ、県外のみ支出を認めるものとする、との結論に至ったものでございます。③の海外視察旅費の支出を認めるべきかどうかについては、結論が出ず、継続協議となされております。「6(3)人件費の支出」については、会派控室で勤務する職員の人件費を、政務活動費から全額支出することについて協議され、全額を支出できるものとする、との結論に至ったものでございます。続きまして、3番目の「その他の事項」の(4)政務活動費の支出証拠書類における情報公開範囲の拡大に向けて、同意書を導入したらどうか、ということにつきましては、今後、調査・研究していくこととする、との結論でございました。また、議員の親族等、一定の関係にある者への経費の支出を認めるべきかどうかについて、問題提起がございまして、継続協議となされております。さらに、新・運用指針の実施時期につきましては、平成29年4月24日からの実施とされております。説明は以上です。

村上座長： ただ今、説明のありましたとおり、本日の検討会では、継続協議とされた事項について、検討を進めていきたいと思っております。まず、「海外視察旅費への支出を認めるべきかどうか」について、協議に入りますが、資料を配付しておりますので、事務局から説明させます。

横山庶務課長： お手元の資料「政務活動費における海外視察旅費の支出について(案)」を、ご覧ください。海外視察旅費の協議にあたり、この件の取扱いにつきまして案をお示したものでございます。まず、新・運用指針素案においては、海外視察について、「海外への調査研究活動を行う必要がある場合、承認の可否、手続き等及び旅費計算方法等は市基準や本指針に基づき、その都度、(第三者機関と)協議するものとする。」と、規定しております。これに代わる取扱い案としまして、A案は、「海外への調査研究活動を行う必要がある場合、承認の可否、手続き等および旅費計算方法等は市基準や本指針に基づくものとし、その都度、各派代表者会議で決定の上、第三者機関との協議により支出できるものとする。」というものでございます。次に、B案は、「海外視察旅費については、原則として、支出を認めないこととする。ただし、政務活動として、海外への調査研究活動が特に必要であると判断される場合は、その都度、各派代表者会議で決定の上、第三者機関との協議により支出で

きるものとする。」というものでございます。説明は以上です。

村上座長： それでは、「海外視察旅費への支出を認めるべきかどうか」について、委員の皆様にご意見を伺います。

鋪田委員： 前回もお話をしたとおり、基本的には海外視察については、調査研究の必要性があると認められるときは、帰って来て手続きを経た上で認めていくべきではないかという考えです。A案を拝見いたしますと、素案に加えて各派代表者会議ということで、前回議論した部分も加えて案が示されておりますので、A案の方がいいのではないかと。

橋本委員： 私どもは、この海外視察の道を残しておくべきだと、以前も申し上げておりました。政務活動費のあり方検討会というのは、正しい使い方をきちっとしていこうということでありまして、この正しい目的があるならば、海外視察も認めてもいいんじゃないかなと、私は思っております。原則として支出を認めないというB案よりも、A案で、明確に示されましたよね。各派代表者会議で決定の上、第三者機関との協議により支出できるものとする、このチェック機関がふたつできたことを考えると、A案がよろしいかなと。

佐藤副座長： A案は、先般の、敢えて言うと座長案となりますね。私が副座長として提案させていただいたのが、B案になっております。原則として、支出を認めないということをお前提にするべきだと、前回主張させていただきました。やはり政務活動費として、認められる活動である、100%認められるような国内と同じように海外視察も当然あると、十分チェック機関等の審査の中で耐え得るわけですがけれども、やはりこのあり方検討会が発足した理由は、政務活動費の不正受給が相次いで発覚したということから鑑みて、この作業部会等にも大変ご苦労いただきましたけれども、運用指針を検討しておるわけです。社会通念上、認められるかという点と、市民の理解が得られるかということが、やっぱり私は一番要であるというふうに思いますので、前回もお話ししましたけれども、公務での海外視察は禁止としたところがございますし、これは政務活動といえども、やっぱり市民の目から見れば、明らかに非と理解されうる、要するに分かりづらいということになるかと思っておりますので、いっその際、これは原則として支出を認めないということが、市民により理解されるものと思っております。ただ、各派代表者会議で、どうしてもということがあれば、当然その道を残すという座長の意見は充分理解をできますので、ただし書きは必要かと認識をいたしましたので、これを提案します。

村石委員： 今ほどの佐藤副座長の意見と、ほとんど一緒ですけども、言葉を変えて言うと、この新指針の見直しというのは、今までの指針をやってきて運用した上で、その反省の下にこの新指針を作っているということをしつかりと見ていく必要があると思っております。ある会派で何人もの人が海外へ視察に行かれました。この前も言いましたけども、その視察の結果

に基づいて、一般質問で質問したというのはありませんでした。従って、海外視察というのは、本当に市の私達の政務活動として、必要なのかという根本からの問いをしてみる必要があるということを考えます。従って、海外視察については、原則認めないということは必要であるし、それはなぜかと言うと、佐藤副座長も言われたように、市民の目ですね。市民の目が大変厳しい、市民の理解が得られないということがあると思います。ただし、やはり市の行政としてやっていることが本当に市民のためになっているのかということを見に行くという道も残しておく必要があるかと思えます。例えば、アヴィレ(富山市自転車市民共同利用システム)の運用の仕方を、フランスでやっている効率的な運用の仕方なのか、富山市と比較してどうなのか、例えばそういうことを各会派の理解を得て、見に行くとかいうことも道は残しておく必要があると思うので、私としてはB案の方に賛成です。

江西委員： 私どもは当初、払うべきものの理由があれば、基本的に政務活動費を使ってしかるべきという思いがあった中で、今回この多くの問題を受けて、そういった主旨が認められるであろうものも犠牲にした土台があるかと思えます。それを置いた上で、海外視察ということは、基本的には話の大小の中で、逆さまなような気がするわけですから、基本的には反対という立場に、前回転向したわけですが、ただこれを残したいという理由として、村上座長の方で、今現在、大変国際的に活動を広げている富山市政の中で、そういったものをチェックすると、これは視察ではなくてあくまでもチェックをするということが前提であれば、話は変わってくると思います。過去の村上座長の議員としての議会質問の中でも、多くいろんな意味でチェックしようという姿勢を持っておられるということも含めて、その座長からの提案ですので、私はそういった可能性を残すのもいいのではないかと思います。ただ、この中にありますように、各派代表者会議で決定の上とありますように、やはりチェックするというのであれば、日頃からそういったことに疑問を持って、チェックしようという意気込みを持った議員も、会派を越えて一緒に参加するような、そういった問題である場合に認められるような、視察という言葉ではなくて、もう少ししっかりしたチェックするために行くのだというふうな形のものにしての海外に対する政務活動費が使えるという道筋を残すのがいいんじゃないかなと思います。考えに近いものとしては、B案ということになります。

赤星委員： 共産党会派としては、最初から海外視察への支出は認めるべきではないという立場でございます。このあり方検討会は、やはり相次ぐ政務活動費の不正という事態を受けまして、設置されたものですし、より厳しくしていこうということで、これまで検討を進めてこられました。その中で本来は、こんなことまで禁止するのはどうかというようなものもね。本来ですと、市内での政務活動に使ったガソリン代も、あいまいなところが残っているんじゃないかということで、今、禁止ということにしたばかりですし、それから市政報告会で、お菓子はおかしいけども、お茶ま

で禁止しないとあいまいさが残るということで、お茶も禁止になりました。そういう中で、海外視察だけは、いいですよとなると、これは絶対市民の皆さんの理解が得られないんじゃないかと、やはり思います。それで、特に必要である場合、前回は申し上げましたけど、どうしても市の行政が、海外で展開しているものが適正に行われているのか疑義があるんじゃないか、というような事態が発生すれば、特別に各派代表者会議などで、全会派とかの合意を受けて、議長の承認の下に、それは例外的に認めてもいいのではないかとということも考えられます。なので、やはり原則禁止ということが一番いいと思います。なので、A案かB案かということであれば、B案の方がいいと思います。

島委員： 私どもの会派は、佐藤副座長、村石委員さんが言われたような考え方によって、B案でお願いしたいと思っております。

横野委員： 作業部会としては、一応素案という形で出しました。これについては、結果的にグローバル社会の中で、富山市が世界のいろんな国との繋がりが結構あるものですから、そういった点においては、海外視察は全面というよりも、第三者機関とか、そういうところで協議した上というものを道筋として残したのが、作業部会としての当時の結論です。こういう今までの流れを見る限りにおいては、同じ会派なんですけど、どちらかというとB案の、一応廃止という形を取って、ただし書きで逆に、富山市の情勢判断の上で、各派代表者会議で、ここは見に行って視察して、意見を述べるということが全会派一致すれば、行ってもいいという形のB案でどうだろうかという。同じ会派の中で、本当は、私とすれば部会長として素案を提案したものですから、これは素案でいきたいという気持ちもあるんですけど、ただし今の状況判断からいくと、B案が妥当だというのが私の思いであります。

村上座長： 他に、ご意見ございませんか。簡単に言うと、A案が座長案で、B案が副座長案という見方ができるかと思います。今のお話の中で、鋪田委員に私の思いを言っていただきましたし、それぞれのご意見の中で、私が申し上げておりました議員の職務のひとつであるチェック機能というものを、ぜひ残してほしいということもお認めいただいたというふうに理解をしております。赤星委員が例外的にとおっしゃったのが、ちょっと気になったんですが。B案の文言で、よろしいですかね。これじゃ足りなくて、まだ例外ということがあると強く感じたんですが。

赤星委員： ないです。B案の中に、「海外への調査研究活動が特に必要である」という文言が、入っているのもそれでいいのではないかと。

村上座長： 分かりました。それでは、自民党の中でも意見が分かれておりますけども、ぜひこの検討会で結論を出したいと座長も考えておりますので、ここでお諮りをしたいと思います。取扱い案につきましては、B案の方で、本検討会の結論としたいと思いますのですが、ご異議ございませんでしょうか。

か。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定をいたします。続きまして、「議員の親族等、一定の関係にある者への経費の支出について」、協議に入りますが、資料を配付しておりますので、事務局から説明させます。

後藤次長： お手元のもうひとつの資料の方を、説明させていただきます。座って説明させていただきます。「議員の親族等、一定の関係にある者への経費の支出について(案)」でございます。現・運用指針については、広報費のアルバイト賃金という項で、不適切な支出というところで、配偶者や家族へのアルバイト賃金は支出しない、という記載がございます。新・運用指針におきましては、中ほどの変更前の方をご覧いただけますでしょうか。16ページに、変更前、社会通念上、不適切とされる経費(例：各種契約、人件費の支出における相手方)、という記載が既にございます。具体的な対象は書いてございません。33ページにも同主旨の表記がございます。人件費の項でございます。ここで、事前の手続きとしまして、議員の親族を雇用することは誤解を招くおそれがあることから、不可とするということで、ここも範囲等を限定はしてございません。そういったことから、今回のご主旨が、雇用だけではなく取引全般に係るものという主旨と考えられますので、変更案のところをご覧いただけますでしょうか。16ページに支出できない経費を列挙している中で、最後のところに政務活動費から支出することが適当でない経費とありますが、できない経費と改めまして、そこに具体的に、次の者を相手方とする各種契約、雇用等に要する経費、いわゆる支出を伴う取引全般でございます。個人の場合ですが、議員と3親等以内の親族および同居人、もう一つは議員本人および3親等以内の親族ならびに同居人が代表者を務める法人、個人・法人の側面からそれぞれ支出することができないということにしてはどうかというご提案でございます。以上でございます。

村上座長： それでは、「議員の親族等、一定の関係にある者への経費の支出について」、委員の皆様のご意見を伺います。

鋪田委員： 素案策定前にも、会派の案として、この部分について、全般ではなかったんですけども、提案をしていたものですから。より厳しく、我々より踏み込んでいるような気もしますが、政務活動費で支出されたお金が、結果的に市場価格より安く提供できたというケースもあるかもしれませんが、結果的に本人あるいは親族の所得となっていくこと自体に、なかなか理解が得られないのではないかということから、変更案に賛成いたします。

村石委員： 基本的には、この改定案に賛成です。今までの例を見ていくと、架空に視察に行ったという例がありました。その旅行会社は、議員の親戚としか分からないんですが、何親等かまでは分かりませんが、親戚の旅行代理店の人が関わっていたとか、あるいはお茶菓子代として請求した中には、親戚の事業所のところから買っていたというのが、事例としてあります。従って、やはりここは、規定を設ける必要があるという具合に思います。ただ、(ウ)の法人ですよ。法人というと、ちょっとしたお店は、法人登記していないということもあるので、ここは事業所ということにした方がいいと、事業所の方が一般的なお店も全部含まれますので、そういう表記の方がいいという具合に思います。

鋪田委員： 今の村石委員の指摘、違うんじゃないかと。解釈としては、個人事業者の場合は(ウ)の1番目、会社とか法人の場合は(ウ)の2番目という解釈です。よろしいでしょうか。

久世局長： 今ほど、鋪田委員さんがおっしゃられたとおりでございます。そのように私どもは解釈しております。

村石委員： 分かりました。

赤星委員： 前回、私が提案させていただきまして、早速厳しい改定案を織り込まれて、大変うれしく思います。実際に過去のことを調べている中で、この価格はどうなんだろうなという、印刷に出したらもっと安いはずなのに、親族の法人でカラーコピーをして何十万円とか、市政報告の印刷や配布などでいっぺんに百万円以上とか、そういう支出がありまして、それはやっぱりおかしいなと。適正価格にするのはもちろんのことなんですけど、親族企業・親族であると、内容が、金額が本当にそうであったのかということまで、確認のしようがなくなっている状況もあるので、やはりこういう規定は必要じゃないかと思えます。県議会の方へ、念のため確認を試みたんですけども、県議会ではそれぞれの議員の事務所を外に置くことが認められていて、その事務所費と人件費の支払いは親族は禁止ということで、それ以外は適正価格で慎重にということだそうです。富山市議会の場合は、もっと厳しくすることがいいと思えますので、改定案に賛成です。

佐藤副座長： 私どもも先般提案をいただいて、今ほど赤星委員のおっしゃったように、この人件費について他都市では何親等内までを認めないという記述があるんですけども、やはり富山市議会としては、政務活動費全般に亘って縛りを付けるということで。これについても、全国的にも、富山県の例をいただきましたけども、他都市と比較しても一番厳しいものだと思いますし、皆様のご意見を尊重して厳しいところに設定したいと。

村上座長： ご意見をお伺いしておりますと、変更案に賛成のご意見ばかりでございます。お諮りをいたします。議題となっております、議員の親族等、

一定の関係にある者への経費の支出については、変更案のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定いたします。以上で、本日の協議事項は全て終了しました。ここで、議長に提出する最終案文について、本日の協議結果を踏まえ、事務局から、その写しを委員の皆様へ配付したいと思います。今から、事務局において、最終案文のコピーの作業を行いますので、今しばらくお待ちください。

村上座長： 資料を配付いたします。それでは、議長に提出する最終案文について、事務局から説明させます。

横山庶務課長： お手元に、ただ今配付しました資料「政務活動費の新・運用指針案に係る協議結果について」を、ご覧ください。議長への報告につきましては、この報告書に基づき行い、資料として、「富山市議会・政務活動費の運用指針(手引き)【案】の策定に当たっての基本的な考え方」、A3版の1枚ものの資料ですが、これと、「富山市議会・政務活動費の運用指針(手引き)【案】」を添付いたします。

1ページをご覧ください。1番目の「市政報告会としての開催条件および充当可能な費用、証拠書類について」ですが、市政報告会として認める条件につきましては、「市政報告会のみを単独に開催する場合のみ、支出を認める。懇親会を開催する場合は、別会場(市政報告会と同日可)で開催することとする。」としております。また、「国会議員・県議会議員が参加する場合は、「市政報告会」とは認めず、すべての支出を認めない。」としております。支出基準及び証拠書類につきましては、会場費は支出できますが、茶菓子代と湯茶代、看板代は廃止としております。証拠書類として、その開催状況を記載した報告書と、会場等の証拠写真の添付を義務付けております。また、政務活動費条例の別表における「広報費」及び「広聴費」の区分を、「広報広聴費」として統合することとし、(1)、(2)の合意事項は、統合後の「広報広聴費」においても、同様に扱うこととしております。

2ページをご覧ください。2番目の「視察・陳情活動等における旅費支出基準および証拠書類について」ですが、旅費支出を認める条件につきましては、政務活動としての視察、陳情活動を支出の対象とし、「政党や議員個人に対する要請・陳情活動への旅費のほか、参加費用のすべて」、「政党主催の研修会、講演会等への旅費のほか、参加費用のすべて」は、支出不可としております。支出基準及び証拠書類につきましては、宿泊費は、「宿泊料及び朝食代の支出は認めるが、夕食代の支出は認めない。上限金額の範囲内で、実費による精算」、鉄道賃は、「グリーン料金は、支出を認めない。」、日当は、「支出を認める」、ガソリン代は、「県外のみ、支出を認める。」、海外視察旅費は、本日の協議の結果、「海外視察については、原則として、支出を認めないこととする。



ただし、政務活動として、海外への調査研究活動が特に必要であると判断される場合は、その都度、各派代表者会議で決定の上、第三者機関との協議により支出できるものとする。」と決まったところでございます。証拠書類としては、視察・研修に参加した全員が報告書を作成して、提出することとしております。

3番目の「会議・意見交換会等の出席者負担金の支出について」ですが、「各種団体が主催する会議、意見交換会等に対する会費、年会費および出席者負担金等」は、すべて、支出は認めない。また、「意見交換後に行われる懇談会経費(現行、上限5000円)」については、廃止するとして、これらに係る費用のすべてについても、支出を認めないとしております。

3ページをご覧ください。4番目の「市政報告会資料、広報誌等の掲載内容の基準及び作成、配布に係る費用充当について」ですが、「市政報告会資料、広報誌等の印刷代」につきましても、「掲載内容のすべてが、政務活動に関する内容であると認められる場合は、全額を支出することができる。」、「掲載内容が、政務活動と政務活動以外の議員活動(政党活動、後援会活動等)が混在していると判断される場合は、按分率を適用し、1/2の額を支出することができる。ただし、この趣旨に反すると判断される場合は、支出を認めないこととする。」としております。印刷代の単価につきましても、「社会通念上、妥当な単価の範囲での支出」の目安として、業者から見積り徴収等により参考価格を設定するなど、政務活動費を充当できる価格のルールを定める。」としております。広報誌等の配布代につきましても、市政報告会資料、広報誌等の印刷代と同様の考え方をすることとしております。

4ページをご覧ください。5番目の「事務費の支出について」ですが、「切手の事前購入は、認めない。」、「郵送の際は、郵便局のほか、配送専門事業者等の窓口から実際に発送した数量分の郵送費、配布代のみ支出できる。」としております。通信費につきましても、「現行基準の「自宅におけるインターネット使用料、タブレット端末に係る通信費、コピー機使用料、固定電話使用料および携帯電話使用料は総額の1/4かつ1万円以内」は、廃止する。」としております。

6番目の「資料購入費および人件費の支出について」ですが、書籍購入費につきましても、「証拠書類として、領収書および購入書籍名を特定できるものを添付する。」、「新聞購入代につきましても、「現行のとおり、自宅における2紙目のみへの支出は認めるが、領収書等は1紙目、2紙目とも添付するものとする。」、また、「会派購入、自宅購入とも、政党発行の機関紙及び新聞の購読料は、支出することができない。」としております。さらに、人件費につきましても、「会派控室において勤務する職員に対する人件費のみ、支出することができる。」、また、「会派控室以外の議員個人等の事務所で雇用する職員等および広報誌配布のための職員等に対する人件費は、支出することができない。」としております。

5ページをご覧ください。7番目の「職員の親族等、一定の関係にある者への経費の支出について」ですが、本日の協議の結果、「議員と3親

等以内の親族及び同居人、さらにこれらの方が代表者である法人」を相手方とする各種契約、雇用等に要する経費は、支出することができないと、決まったところでございます。

8番目の「新・運用指針の実施時期について」は、今年4月24日からとしております。

9番目の「富山市議会政務活動費の交付に関する条例」の改正事項について、ですが、3点ございます。1点目は、第8条第2項関係の「政務活動費を充てることができる経費の範囲」につきまして、別表の項目欄の「広報費」および「広聴費」を統合し、「広報広聴費」に改めることとございます。2点目は、別表の項目欄の「会議費」について、団体等が開催する意見交換会等各種会議へ会派として参加に要する会費、年会費および参加者負担金等のほか、それらの参加に要するすべての経費について支出を認めないこととするため、該当の条文を削除することとございます。次のページをご覧ください。3点目は、第9条第4項の「収支報告書の提出等」におきまして、議長に提出すべき書類について、現行の「支出に係る領収書等の証拠書類」との規定に、出納簿の提出の義務化を明記するため、「会計帳簿」を加えることとございます。また、改正の経緯については、改正条例の提案理由の説明の中で盛り込むこととしております。

10番目の「その他の事項について」ですが、「政務活動費の不適切な執行等があった場合のペナルティ制の検討」、「政務活動費の交付方法等に係る事項の検討」及び「政務活動費の審査に係る第三者機関のあり方の検討」については、それぞれご意見として承り、「政務活動費の支出証拠書類における情報公開範囲の拡大に向けた同意書の導入の検討について」は、今後、調査・研究することとされております。説明は以上です。

村上座長： ちよっと、おかしなところあるね。

後藤次長： これは、ミスプリントでございます。5ページの表題でございます。黒帯のところでございます。先ほどご議論いただきました、議員の親族というところが、表題が「職員」になっております。これは、間違いでございます。まして、「議員」に訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

村上座長： あと1ページの(1)アの、市政報告会のみを単独に「開催する場合のみに」、なっていますが、「開催する場合のみに」で通じるのではないですか。

後藤次長： 分かりました。

村上座長： 他に、間違いはないですか。鋪田委員。

鋪田委員： 4ページですが、ここの「実際に発送した実際の数量分」で「実際」がだぶっています。

村上座長： どっち、消すか。「実際に発送した数量分の」ということで。

後藤次長： 失礼しました。

村石委員： 前までの指針のやり方で、一番困ったのは、どの議員がどういうので使ったか、というところが分からなかったというのが、非常に大変でした。そういう意味では、皆さんと議論をして、ひとつは共通会派の出納簿と、そして議員個人の出納簿とファイルということにしましょうと決めたいんですけど、その大事なことはここで書かなくてもいいんでしょうか。6ページの2の改正概要の「会計帳簿を加える」ですけど、皆さんと協議したときには、会派として共通のお金の流れと、各議員個人の流れということでフローがあったと思うんで、そういうことをやるということをごの中に書いておく必要はないのでしょうか。

村上座長： それは、運用指針には書いてありますね。特に重要だからという意味だと思いますが、今の資料だけ見ていると、あれと思うところは他にもあるんですよ。例えば、ガソリン代は県外のみ、県外は、富山県を出たところから認めるといように受け取れるけども、こちらを見るとちゃんと書いてある。運用指針の手引きを見ると、県外の視察の場合は出発地からと書いてあるんですね。ですから、今のこれと、併せて読むべきなんですけど、それでもなお、そこに入れてほしいというお願いなのか、両方を併せると出ているからいいよと言ってくれたら、このままいくのだけれど、村石委員。

村石委員： 重要なポイントということ、皆さんで理解すれば、書かなくていいです。

村上座長： いいですか。それでは、ただ今説明のありましたとおり、この協議結果については、私と佐藤副座長から、議長に報告したいと思いますが、いかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： ご異議なしと認めます。それでは、そのように、進めさせていただきます。また、新・運用指針(案)につきましては、若干の修正および加筆(①強調体および下線の削除、②本運用指針策定の経過部分の加筆、③「自己責任の原則」から「使用責任および説明責任の原則」への変更)を行った上で、議長に提出いたしたいと考えております。これらの修正等の内容につきまして、事務局から説明させます。

横山庶務課長： 今ほど見ていただきました協議結果に合わせて、配付した資料がございまして、よろしいでしょうか。新・運用指針案につきまして、3点、補足の説明をさせていただきます。まず1点目は、これまで新・運用指針案として、お配りしてまいりましたものは、途中段階の資料でしたので、

協議において留意していただきたいところなどを、強調したり、下線を引いておりました。今回、議長に提出するものは、通常の文字に直したり、下線を削除したものになっております。2点目につきましては、お手元に配付の資料「1. 本運用指針策定の経過」をご覧ください。本運用指針の策定に至るまでに開催されました、あり方検討会及び作業部会の会議の概要について、取りまとめましたので、これを指針の2ページ目に掲載をいたします。3点目につきましては、お手元に配付の資料「2. 政務活動費の執行上の原則」をご覧ください。これまで、政務活動費を充当する場合の基本方針において、ウとして、「自己責任の原則」として表記していたものについて、明確にわかりやすくするために、「使用責任及び説明責任の原則」という表記に変更しまして、内容を若干修正いたしました。補足の説明は、以上です。

村上座長： 今ほど説明いたしました議長への報告につきましては、これらの修正などを行った上で、私と佐藤副座長から、明日、午前10時30分から、議長室で行いたいと思います。本日は、この程度にとどめたいと思います。これで、本日の協議は終了いたしました。これをもって、政務活動費あり方検討会を閉会いたします。ご苦労様でした。